

第百七十一回国会

参議院議院運営委員会會議録第十六号

平成二十一年三月三十一日(火曜日)
午前九時四十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 西岡 武夫君
理事

池口 修次君
小川 勝也君
水岡 俊一君
秋元 司君
世耕 弘成君
魚住裕一郎君
大島九州男君
加賀谷 健君
風間 直樹君
川合 孝典君
谷岡 郁子君
友近 聡朗君
羽田雄一郎君
姫井由美子君
米長 晴信君
磯崎 陽輔君
島尻安伊子君
伊達 忠一君
西田 昌司君
長谷川大紋君
丸川 珠代君
義家 弘介君
山本 博司君
鰐淵 洋子君
仁比 聡平君

委員以外の議員
議 員

議 員 淵上 貞雄君
副 議 長 江田 五月君
山 東 昭子君

事務局側

事務総長 小幡 幹雄君
事務次長 橋本 雅史君
議事部長 東海林壽秀君
委員部長 諸星 輝道君
記録部長 富山 哲雄君
警務部長 吉岡 拓君
庶務部長 古賀 保之君
管理部長 中村 剛君
国際部長 井高 育央君
国立国会図書館側
館 長 長尾 真君
総務部長 内海 啓也君

本日の会議に付した案件

- 裁判官訴追委員の選任に関する件
- 皇室経済会議予備議員の選任に関する件
- 決議案の委員会審査省略要求の取扱いに関する件
- 国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正に関する件
- 国会職員退職手当審査会等に関する規程の制定に関する件
- 国会職員の給与等に関する規程等の一部改正に関する件
- 参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

件

- 裁判官弾劾裁判所事務局職員定員規程の一部改正に関する件
- 裁判官訴追委員会事務局職員定員規程の一部改正に関する件
- 国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件
- 国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件
- 国立国会図書館職員倫理規程の一部改正に関する件
- 国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正に関する件
- 本日の本会議の議事に関する件

○委員長(西岡武夫君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、裁判官訴追委員及び皇室経済会議予備議員の選任に関する件を議題といたします。

本件につきましては、割当て会派からお手元の資料のとおり申出がございました。

割当て会派申出のとおり選任を行うこととし、その選挙は手続を省略して議長において指名すること及び皇室経済会議予備議員の職務を行う順序を議長に一任することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(西岡武夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(西岡武夫君) 次に、決議案の委員会審査省略要求の取扱いに関する件を議題といたします。

事務総長の報告を求めます。
○事務総長(小幡幹雄君) 昨日、西岡武夫君外七

名から北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議案が提出されました。

本決議案には、発議者全員から委員会の審査を省略されたい旨の要求書が付されております。

この要求につきまして御審議をお願いいたします。

○委員長(西岡武夫君) ただいまの事務総長報告の決議案の委員会審査を省略することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(西岡武夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(西岡武夫君) 次に、国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(小幡幹雄君) 便宜私から御説明を申し上げます。

本件は、一般職の国家公務員の例に準じ育児短時間勤務をしている国会議員の勤務時間について改定を行うとするものでございます。

以上でございます。

○委員長(西岡武夫君) これより採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(西岡武夫君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○委員長(西岡武夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(西岡武夫君) 次に、国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正に関する件、国会職員退職手当審査会等に関する規程の制定に関する件、国会職員の給与等に関する規程等の一部改正に関する件、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件、裁判官弾劾裁判所事務局職員定員規程の一部改正に関する件及び裁判官訴追委員会事務局職員定員規程の一部改正に関する件の六件を一括して議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(小幡幹雄君) 国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正に関する件外五件について御説明申し上げます。

まず、国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正に関する件でございますが、本件は、国家公務員退職手当法の改正に伴うもので、国会議員秘書の退職手当の支給制限等について所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、国会職員退職手当審査会等に関する規程の制定に関する件でございますが、本件は、国家公務員退職手当法の改正に伴うもので、国会職員の退職手当の支給制限等について諮問に応じる審査会を設置する等の所要の措置を講じようとするものでございます。

次に、国会職員の給与等に関する規程等の一部改正に関する件でございますが、本件は、一般職の国家公務員の例に準じ国会職員の諸手当及び国会職員の勤務時間等について所要の措置を講じようとするものでございます。

次に、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件でございますが、本件は、事務局職員の定員を十六人減らし、千二百二十七人に改めようとするものでございます。

次に、裁判官弾劾裁判所事務局職員定員規程の一部改正に関する件及び裁判官訴追委員会事務局

職員定員規程の一部改正に関する件でございますが、これらはいずれも事務局職員の定員を一人減らし、十一人に改めようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長(西岡武夫君) 以上六件につきまして、ただいまの事務総長説明のとおり改正及び制定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(西岡武夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(西岡武夫君) 次に、国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件、国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件、国立国会図書館職員倫理規程の一部改正に関する件及び国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正に関する件の四件を一括して議題といたします。

図書館長の説明を求めます。

○国立国会図書館長(長尾真君) 御説明申し上げます。

第一に、国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件でございますが、これは、本年四月一日から国立国会図書館の職員の定員を十人減らし、八百九十六人としようとするものであります。

第二に、国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件でございますが、これは、本年三月三十一日を限りとして支部東洋文庫を廃止することに伴い、支部東洋文庫に関する規定を削除しようとするものであります。

第三に、国立国会図書館職員倫理規程の一部改正に関する件でございますが、これは、課長補佐級以上の職員の定義に行政職給料表(五級以上の職員をすべて含むこととするものであり、本年四月一日から施行することとしております。

第四に、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正に関する件であります

が、これは、地方(公営企業等金融機構の名称が地方公共団体金融機構に改められることに伴う所要の規定の整理を行おうとするものであります。

以上でございます。

○委員長(西岡武夫君) 以上四件につきまして、ただいまの図書館長説明のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(西岡武夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(西岡武夫君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(小幡幹雄君) 御説明申し上げます。本日の議事は、最初に、裁判官訴追委員辞任の件でございます。林芳正君申出の辞任を許可することを異議の有無をもってお諮りいたします。辞任が許可されまると、裁判官訴追委員等各種委員の選挙を行います。まず、選挙はその手続を省略し議長において指名すること及び皇室経済会議予備議員の職務を行う順序は議長に一任することを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決まると、議長は、お手元の資料のとおり各種委員を指名され、職務を行う順序を指定されます。

次に、西岡武夫君外七名発議に係る北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議案でございます。まず、本決議案の委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決まると、発議者西岡武夫君が趣旨説明をされた後、採決いたします。本決議案が可決されますと、麻生内閣総理大臣から所信表明がございします。

次に、日程第一について、外交防衛委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第二及び第三を一括して議題とした後、総務委員長が報告されます。採決は二回に分けて行います。

次に、日程第四及び第五を一括して議題とした後、財政金融委員長が報告されます。採決は二回に分けて行います。

次に、日程第六について、法務委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第七について、国土交通委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第八について、厚生労働委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第九について、文科学委員が報告された後、採決いたします。

次に、先ほど本委員会を議了いたしました国会議員育児休業法改正案の緊急上程でございます。まず、本案を日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決まると、議院運営委員長が報告された後、採決いたします。

なお、以上の議案の採決は、いずれも押しボタンス式投票をもつて行います。

次に、先ほど本委員会において御決定のありました参議院事務局職員定員規程改正案について起立採決いたします。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約三十五分の見込みでございます。

○委員長(西岡武夫君) ただいまの事務総長説明のとおり本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(西岡武夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、予鈴は午前九時五十五分、本鈴は午前十時でございます。

暫時休憩いたします。

午前九時五十一分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕

○ 辞任

裁 判 官 訴 追 委 員	林 芳 正 君	自	
委 員 名	辭 任	會 派	備 考

1

委員長名	選任	会派	備考
裁判官訴追委員	岸 宏一君	自	林 芳正君 辭任申出
皇室經濟會議予備議員	(第二順位) 谷川 秀善君	自	山崎 正昭君 辭任申出

(西岡武夫君外七名発議)

三月十二日、北朝鮮は、「試験通信衛星」の打ち上げを関係各国に事前に通報してきた。

国連安保理決議第一六九五号及び第一七一八号は、北朝鮮の弾道ミサイル計画に関連する全ての活動は停止されなければならない旨規定している。

從つて我が国は、今回の北朝鮮による飛翔体発射を、我が国のみならず北東アジア地域の平和と安定を損なう行為として、断じて容認できないことから、北朝鮮による発射予告に対して、断固たる抗議の意思を表明する。

本院としては、我が国政府が世界各国と連携して、北朝鮮に対して発射の自制を求める働きかけを継続させるとともに、北朝鮮がこれらの国際社会の声に真摯に耳を傾け、発射を自制することを強く求める。

右決議する。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 育児短時間勤務の勤務時間の改定

育兒短時間勤務の勤務の形態を次に掲げるいずれかの形態とすること。(第十二条第一項関係)

１ 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき三時間五十五分勤務するもの。

2 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき四時間五十五分勤務する。

3 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき七時間四十五分勤務すること。

4 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日のうち、二日については一日につき七時間四十五分、一日については一日につき三時間五十五分勤務すること。

5 1から4までに掲げるもののほか、一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分から二十四

時間三十五分までの範囲内の時間となるように両議院の議長が協議して定める勤務の形態
二 並立任用をすることができる育児短時間勤務国会議員の一週間当たりの勤務時間を十九時間二
十五分から十九時間三十五分までの範囲内の時間とすること。(第十五条関係)
第二 その他

- 一 この法律は、平成二十一年四月一日から施行すること。
- 二 その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「四時間」を「三時間五十五分」に改め、同項第二号中「五時間」を「四時間五十五分」に改め、同項第三号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第四号中「八時間」を「七時間四十五分」に、「四時間」を「三時間五十五分」に改め、同項第五号中「二十時間」を「十九時間二十五分」に、「二十五時間」を「二十四時間三十五分」に改める。

第十五条中「二十時間」を「十九時間二十五分からの範囲内の時間」に改める

附則

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(經過措置)

第二條 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後において改正後の国会議員の育児休業等に関する法律（以下「新法」という。）第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をするため、新法第十二条第三項の規定による承認又は新法第十三条第二項において準用する新法第十二条第三項の規定による承認を受けようとする国会議員は、施行日前においても、新法第十二条第二項又は第十三条第一項の規定の例により、当該承認を請求することができる。

この法律の施行の際現に改正前の国会議員の育児休業等に関する法律第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている国会職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において、その効力を受けるものとみなす。

両議院の議長が協議して定める内容の新法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をすることの承認があつたものとみなす。

理由

育児短時間勤務をしている一般職の国家公務員の勤務時間の改定に準じ、育児短時間勤務をしている国会職員の勤務時間を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

改 正 案	現 行
-------	-----

○ 国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号) (傍線の部分は改正部分)

(育児短時間勤務の承認) (育児短時間勤務の承認)

第十二条 国会職員(常時勤務することを要しない国会職員、臨時に任用された国会職員、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会職員その他の両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)は、本属長の承認を受けて、当該国会職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態(公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する国会職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態)により、当該国会職員が希望する日及び時間帯において勤務すること(以下「育児短時間勤務」という。)ができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しないときは、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

第十二条 国会職員(常時勤務することを要しない国会職員、臨時に任用された国会職員、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会職員その他の両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)は、本属長の承認を受けて、当該国会職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態(公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する国会職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態)により、当該国会職員が希望する日及び時間帯において勤務すること(以下「育児短時間勤務」という。)ができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しないときは、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

- 一 日曜日及び土曜日を週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下この項において同じ。)とし、週休日以外の日において一日につき三時間五十五分勤務すること。
- 二 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき四時間五十五分勤務すること。
- 三 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき七時間四十五分勤務すること。
- 四 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日のうち、二日については一日につき七時間四十五分、一日については一日につき三時間五十五分勤務すること。

- 一 日曜日及び土曜日を週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下この項において同じ。)とし、週休日以外の日において一日につき四時間勤務すること。
- 二 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき五時間勤務すること。
- 三 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき八時間勤務すること。
- 四 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日のうち、二日については一日につき八時間、一日については一日につき四時間勤務すること。

務すること。

- 五 前各号に掲げるもののほか、一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分から二十四時間三十五分までの範囲内の時間となるように両議院の議長が協議して定める勤務の形態

2・3 (略)

(育児短時間勤務国会職員の並立任用)

- 第十五条 一人の育児短時間勤務国会職員(一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分から十九時間三十五分までの範囲内の時間である者に限る。以下この条において同じ。)が占める職には、他の一人の育児短時間勤務国会職員を任用することを妨げない。

五 前各号に掲げるもののほか、一週間当たりの勤務時間が二十時間から二十五時間までの範囲内の時間となるように両議院の議長が協議して定める勤務の形態

2・3 (略)

(育児短時間勤務国会職員の並立任用)

- 第十五条 一人の育児短時間勤務国会職員(一週間当たりの勤務時間が二十時間である者に限る。以下この条において同じ。)が占める職には、他の一人の育児短時間勤務国会職員を任用することを妨げない。

国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部を改正する規程案

国会議員の秘書の退職手当支給規程(昭和三十七年三月三十一日両院議長協議決定)の一部を次のように改正する。

- 第一条中「第七条の三、第八条第一項及び第二項」を「第八条に、第十三条」を「第十九条第二項から第四項まで」に改める。

- 第七条第三項中「規定による退職手当の額」及び「当該退職手当の額」の下に「第十三条第一項に規定する場合にあつては、同条第二項の額」を加える。

- 第八条の二第一項中「秘書が在職中刑事事件に関し起訴され、その判決の確定前に退職した場合であつて、」を「秘書を退職した者が刑事事件(当該退職後に起訴された場合にあつては、当該退職の日を含む引き続き在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に」に改め、「あるとき」の下に「当該退職に係る在職期間が退職手当支給制限期間であるときを除く。」を加え、同条第二項中「あるとき」の下に「その秘書参事等となる前の秘書の退職に係る在職期間が退職手当支給制限期間であるときを除く。」を加える。

- 第九条中「又は」を「若しくは」に改め、「規定による退職手当」の下に「又は第十三条第一項に規定する場合における退職手当」を加える。

- 第十三条を次のように改める。

- 第十三条 秘書がその在職中禁錮以上の刑に処せられ当該刑に処せられた日以後初めて退職第十條、第十一條第一項若しくは第二項又は第一條の規定によりその例によることとされる退職手当法第十九條第一項の規定により退職手当を支給しないこととしている退職(附則第五項において「退職手当支給除外退職」という。)を除く。以下この条において同じ。)をした場合においては、議員秘書退職手当管理機関(退職の日において、衆議院の秘書であつた者にあつては衆議院議長、参議院の秘書であつた者にあつては参議院議長をいう。以下同じ。)は、その者に対し、退職手当法第十二條

(第一項各号を除く。)の規定の例により、当該退職に係る退職手当(退職手当法第十条の規定の例による退職手当を除く。以下この条において同じ。)の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

2 前項に規定する場合における退職手当の額は、第一条から第五条までの規定にかかわらず、勤続期間が十九年以下の者については退職手当法第三条第二項の規定の例により、勤続期間が二十年以上の者については同条第一項の規定の例により計算した額とする。

3 第八条の規定は、第一項に規定する場合における退職については、適用しない。

4 前三項に定めるもののほか、議員秘書退職手当管理機関が行う退職手当の額の支払を差し止める処分、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分、退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分及び退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分については、退職手当法第十三条(第二項第二号、第三項及び第六項を除く。)、第十四条(第一項第二号及び第三号並びに第二項から第四項までを除く。)、第十五条(第一項第二号及び第三号並びに第三項を除く。及び第十七条第一項から第三項まで及び第五項を除く。)の規定の例による。

本則に次の九条を加える。

第十四条 議員秘書退職手当管理機関が前条第四項の規定によりその例によることとされる退職手当法第十五条第一項又は第十七条第四項の規定により退職手当の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又は退職手当の額の全部若しくは一部に相当する額の納付を命ずる処分を行おうとするときは、議員秘書退職手当審査会に諮問しなければならない。この場合における審査の手続については、退職手当法第十八条第二項から第四項までの規定の例による。

第十五条 前条の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、国会に、議員秘書退職手当審査会(以下「審査会」という。)を置く。

第十六条 審査会は、委員三人をもつて組織する。

第十七条 委員は、学識経験のある者のうちから、両議院の議長が任命する。

第十八条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

第十九条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第二十条 審査会の庶務は、衆議院事務局及び参議院事務局において共同して処理する。

第二十一条 議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

第二十二条 第十四条から前条までに定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

附則
附則第五項中「及び傷病」を「傷病」に改め、「退職した者」の下に「及び在職中禁錮以上の刑に処せられ当該刑に処せられた日以後初めて退職(退職手当支給除外退職を除く。)をした者」を加える。

1 この規程は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十五号)の施行の日から施行する。

2 この規程による改正後の国会議員の秘書の退職手当支給規程の規定は、この規程の施行の日以後

の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

○ 国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部を改正する規程案 新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

改正案 現行

第一条 国会議員の秘書(以下「秘書」という。)が退職した場合にその者死亡による退職の場合には、その遺族に支給する退職手当については、この規程に定めるもののほか、国家公務員が退職した場合に国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号。以下「退職手当法」という。)の規定(同法第三条第二項、第五条の二、第五条の三、第六条の二から第六条の四(同条に係る部分を含む。))まで、第七条第四項及び第五項、第七條の二、第八条並びに第十九条第二項から第四項まで並びに同法附則の規定を除く。)により支給する退職手当の例による。

第七条 (略)

2 (略)

3 第一項又は前項の規定の適用を受けた秘書が退職した場合におけるその者に対する第一条から第五条までの規定による退職手当の額(第十三条第一項に規定する場合にあつては、同条第二項の額)は、これらの規定にかかわらず、退職手当の計算の基礎となる給料月額に第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

一 その者が第一条から第五条までの規定による退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額(第十三条第一項に規定する場合にあつては、同条第二項の額)の当該退職手当の計算の基礎となる給料月額に対する割合

二 (略)

二 (略)

一 その者が第一条から第五条までの規定による退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該退職手当の計算の基礎となる給料月額に対する割合

第八条の二 秘書としての在職期間を有する者で六十歳に達する前に再び秘書となつたものが、引き続き秘書として在職した後国会議員の退職若しくは死亡又は当該秘書の傷病若しくは死亡により退職した場合において、当該退職に係る在職期間と先の秘書としての在職期間(国会議員の退職及び死亡以外の事由により秘書を退職した場合(秘書を退職し、引き続き秘書参事等となり、第七条の規定によりその退職の日以前の秘書としての引き続き在職期間が秘書参事等を退職した後の秘書としての在職期間に引き続いたものとみなされる場合におけるその秘書参事等となる前の秘書を退職したとき及び秘書を退職し、引き続き秘書参事等となり、引き続き秘書参事等として在職した後議長若しくは副議長又は内閣総理大臣若しくは国務大臣の退職又は死亡により退職し、引き続き秘書とならなかつた場合(秘書参事にあつては、議長又は副議長である国会議員が任期満了又は衆議院の解散により退職した場合における当該任期満了又は衆議院の解散の日から起算して四十日以内に秘書となつたときを除く)における当該秘書を退職したときを除く)における当該退職以前の退職に係る在職期間を除く。以下この条において同じ。)とを合算した期間(秘書が在職中に禁錮以上の刑に処せられた場合における当該刑に処せられた日を含む引き続き在職期間及び秘書が在職中に刑事事件(当該退職後に起訴された場合にあつては、当該退職の日を含む引き続き在職期間中の行為に係る刑事事件に限る)に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたときの当該退職の日以前の引き続き在職期間(以下この条において「退職手当支給制限期間」という。)を除く)が二十年以上あるとき(当該退職に係る在職期間が退職手当支給制限期間であるときを除く)は、その者

第八条の二 秘書としての在職期間を有する者で六十歳に達する前に再び秘書となつたものが、引き続き秘書として在職した後国会議員の退職若しくは死亡又は当該秘書の傷病若しくは死亡により退職した場合において、当該退職に係る在職期間と先の秘書としての在職期間(国会議員の退職及び死亡以外の事由により秘書を退職した場合(秘書を退職し、引き続き秘書参事等となり、第七条の規定によりその退職の日以前の秘書としての引き続き在職期間が秘書参事等を退職した後の秘書としての在職期間に引き続いたものとみなされる場合におけるその秘書参事等となる前の秘書を退職したとき及び秘書を退職し、引き続き秘書参事等として在職した後議長若しくは副議長又は内閣総理大臣若しくは国務大臣の退職又は死亡により退職し、引き続き秘書とならなかつた場合(秘書参事にあつては、議長又は副議長である国会議員が任期満了又は衆議院の解散により退職した場合における当該任期満了又は衆議院の解散の日から起算して四十日以内に秘書となつたときを除く)における当該秘書を退職したときを除く)における当該退職以前の退職に係る在職期間を除く。以下この条において同じ。)とを合算した期間(秘書が在職中に禁錮以上の刑に処せられた場合における当該刑に処せられた日を含む引き続き在職期間及び秘書が在職中に刑事事件に關し起訴され、その判決の確定前に退職した場合であつて、禁錮以上の刑に処せられたときの当該退職の日以前の引き続き在職期間(以下この条において「退職手当支給制限期間」という。)を除く)が二十年以上あるときは、その者の当該退職に係る在職期間の計算については、先の秘書としての在職期間(退職手当支給制限期間を除く)は、これを合算し、当該退職に係る在職期間

の当該退職に係る在職期間の計算については、先の秘書としての在職期間(退職手当支給制限期間を除く)は、これを合算し、当該退職に係る在職期間に引き続いたものとみなす。この場合において、秘書が退職した日と再び秘書となつた日が同じ月に属するときは、その同じ月の月数をその秘書としての在職期間から除算するものとする。

2 秘書としての在職期間を有する者で六十歳に達する前に再び秘書となつたものが、引き続き秘書として在職した後退職し、引き続き秘書参事等となり、引き続き秘書参事等として在職した後議長若しくは副議長又は内閣総理大臣若しくは国務大臣の退職若しくは死亡又は当該秘書参事等の傷病若しくは死亡により退職した場合(第七条の規定により秘書参事等となる前の秘書としての在職期間が当該秘書参事等を退職した後の秘書としての在職期間に引き続いたものとみなされる場合における当該秘書参事等を退職したときを除く)において、その秘書参事等となる前の秘書の退職に係る在職期間と先の秘書としての在職期間とを合算した期間(退職手当支給制限期間を除く)が二十年以上あるとき(その秘書参事等となる前の秘書の退職に係る在職期間が退職手当支給制限期間であるときを除く)は、その秘書参事等となる前の秘書の退職に係る在職期間の計算については、先の秘書としての在職期間(退職手当支給制限期間を除く)は、これを合算し、当該退職に係る在職期間に引き続いたものとみなす。この場合において、秘書が退職した日と再び秘書となつた日が同じ月に属するときは、その同じ月の月数をその秘書としての在職期間から除算するものとする。

間引き続いたものとみなす。この場合において、秘書が退職した日と再び秘書となつた日が同じ月に属するときは、その同じ月の月数をその秘書としての在職期間から除算するものとする。

2 秘書としての在職期間を有する者で六十歳に達する前に再び秘書となつたものが、引き続き秘書として在職した後退職し、引き続き秘書参事等となり、引き続き秘書参事等として在職した後議長若しくは副議長又は内閣総理大臣若しくは国務大臣の退職若しくは死亡又は当該秘書参事等の傷病若しくは死亡により退職した場合(第七条の規定により秘書参事等となる前の秘書としての在職期間が当該秘書参事等を退職した後の秘書としての在職期間に引き続いたものとみなされる場合における当該秘書参事等を退職したときを除く)において、その秘書参事等となる前の秘書の退職に係る在職期間と先の秘書としての在職期間とを合算した期間(退職手当支給制限期間を除く)が二十年以上あるときは、その秘書参事等となる前の秘書の退職に係る在職期間の計算については、先の秘書としての在職期間(退職手当支給制限期間を除く)は、これを合算し、当該退職に係る在職期間に引き続いたものとみなす。この場合において、秘書が退職した日と再び秘書となつた日が同じ月に属するときは、その同じ月の月数をその秘書としての在職期間から除算するものとする。

3 5 (略)

第九条 秘書が退職した場合におけるその者に対する第二条から第五条まで、第七条第

三項、第八条若しくは前条第三項若しくは第四項の規定による退職手当又は第十三条第一項に規定する場合における退職手当は、退職手当法に規定する一般の退職手当とみなす。

第十三条 秘書がその在職中禁錮以上の刑に処せられ当該刑に処せられた日以後初めて退職(第十条、第十一条第一項若しくは第二項又は第一条の規定によりその例によることとされる退職手当法第十九条第一項の規定により退職手当を支給しないこととして)いる退職(附則第五項において「退職手当支給除外退職」という)を除く。以下この条において同じ。)をした場合においては、議員秘書退職手当管理機関(退職の日において、衆議院の秘書であつた者にあつては衆議院議長、参議院の秘書であつた者にあつては参議院議長をいう。以下同じ。)は、その者に対し、退職手当法第十二条(第一項各号を除く。)の規定の例により、当該退職に係る退職手当(退職手当法第十条の規定の例による退職手当を除く。以下この条において同じ。)の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

2 前項に規定する場合における退職手当の額は、第一条から第五条までの規定にかかわらず、勤続期間が十九年以下の者については退職手当法第三条第二項の規定の例により、勤続期間が二十年以上の者については同条第一項の規定の例により計算した額とする。

3 第八条の規定は、第一項に規定する場合における退職については、適用しない。

4 前三項に定めるもののほか、議員秘書退職手当管理機関が行う退職手当の額の支払を差し止める処分、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分、退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分及び退職手当の額の全部又は一部に相当する

三項、第八条又は前条第三項若しくは第四項の規定による退職手当は、退職手当法に規定する一般の退職手当とみなす。

第十三条 秘書がその在職中に禁錮以上の刑に処せられた場合においては、当該刑に処せられた日を含む秘書としての引き続き在職期間に係る退職手当(退職手当法第十条の規定の例による退職手当を除く。)は、支給しない。

額の納付を命ずる処分については、退職手当法第十三条(第二項第二号、第三項及び第六項を除く。)、第十四条(第一項第二号及び第三号並びに第二項から第四項までを除く。)、第十五条(第一項第二号及び第三号並びに第三項を除く。)、及び第十七条(第一項から第三項まで及び第五項を除く。)の規定の例による。

第十四条 議員秘書退職手当管理機関が前条第四項の規定によりその例によることとされる退職手当法第十五条第一項又は第十七条第四項の規定により退職手当の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又は退職手当の額の全部若しくは一部に相当する額の納付を命ずる処分を行おうとするときは、議員秘書退職手当審査会に諮問しなければならない。この場合における審査の手続については、退職手当法第十八条第二項から第四項までの規定の例による。

第十五条 前条の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、国会に、議員秘書退職手当審査会(以下「審査会」という)を置く。

第十六条 審査会は、委員三人をもつて組織する。

第十七条 委員は、学識経験のある者のうちから、両議院の議長が任命する。

第十八条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

第十九条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第二十条 審査会の庶務は、衆議院事務局及

び参議院事務局において共同して処理する。

第二十一条 議事の手続その他審査会の運営に關し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

第二十二條 第十四条から前条までに定めるもののほか、審査会に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

附則

154 (略)

5 退職手当法の適用を受ける国家公務員に退職手当法附則第二十一項から附則第二十三項までの規定が適用される間は、勤続期間二十年以上で退職した秘書(勤続期間三十七年以上の者で退職手当法第三条第一項の規定の例により計算した額の退職手当を受けることとなるもの、傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者及び在職中禁錮以上の刑に処せられ当該刑に処せられた日以後初めて退職(退職手当支給除外退職を除く)をした者を除く)に対する退職手当(第七条又は第八条の二の規定の適用を受ける者に対する退職手当を除く)の額については、退職手当法第三条から第五条までの規定の例によらず、退職手当法附則第二十一項から附則第二十三項までの規定の例による。

659 (略)

附則

154 (略)

5 退職手当法の適用を受ける国家公務員に退職手当法附則第二十一項から附則第二十三項までの規定が適用される間は、勤続期間二十年以上で退職した秘書(勤続期間三十七年以上の者で退職手当法第三条第一項の規定の例により計算した額の退職手当を受けることとなるもの及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く)に対する退職手当(第七条又は第八条の二の規定の適用を受ける者に対する退職手当を除く)の額については、退職手当法第三条から第五条までの規定の例によらず、退職手当法附則第二十一項から附則第二十三項までの規定の例による。

659 (略)

国会職員退職手当審査会等に関する規程案

(各議院事務局の事務総長に係る退職手当管理機関)

第一条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十一條第二号イの機関は、各議院の議長とする。

(国会職員退職手当審査会の設置)

第二条 国家公務員退職手当法第十八条第五項において準用する同条第一項から第四項までに規定する事務を処理するため、国会に、国会職員退職手当審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第三条 審査会は、委員三人をもつて組織する。

(委員の任命)

第四条 委員は、学識経験のある者のうちから、両議院の議長が任命する。

(委員の任期等)

第五条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第六条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第七条 審査会の庶務は、衆議院事務局、参議院事務局及び国立国会図書館において共同して処理する。

(運営)

第八条 議事の手続その他審査会の運営に關し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

(雜則)

第九条 第二条から前条までに定めるもののほか、審査会に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

附則

この規程は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十五号)の施行の日から施行する。

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程案

(国会職員の給与等に関する規程の一部改正)

第一条 国会職員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 給料は、毎月一回、その月の十五日以後の日のうち両議院の議長が協議して定める日に、その月の月額の全額を支給する。ただし、両議院の議長が協議して定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

第五条を次のように改める。

第五条 前三条に定めるもののほか、給料の支給方法に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第六条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 業務調整手当

第六条の二第一項中「ある者」の下に「(以下「管理職員」という。)」を加え、「基き」を「基づき」に改め、同条第二項中「前項の規定により指定された職にある者」を「管理職員」に改める。

第六条の五から第六条の七までを削り、第六条の四を第六条の五とし、同条の次に次の二条を加える。

第六条の六及び第六条の七 削除

第六条の三の次に次の一条を加える。

第六条の四 行政職給料表(一)又は速記職給料表の適用を受ける国会職員(管理職員及び両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)が、国会に置かれる機関として両議院の議長が協議して定めるものの業務(当該業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められるものとして両議院の議長が協議して定める業務を含む。)に従事する場合は、当該国会職員には、業務調整手当を支給する。

業務調整手当の月額、行政職給料表(一)の適用を受ける国会職員にあつては当該国会職員の属する職務の級、速記職給料表の適用を受ける国会職員にあつては当該国会職員の属する職務の級に相当すると認められる行政職給料表(一)の職務の級であつて両議院の議長が協議して定めるものにおける最高の号給の給料月額に百分の十を乗じて得た額を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める額とする。

前二項に規定するもののほか、業務調整手当の支給に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第七條の二 第一項中「第六條の二第一項の規定に基づき両議院の議長が協議して指定する職を占める国会職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員(以下「特定管理職員」という。)」を「管理職員」に改め、同条第二項中「特定管理職員」を「管理職員」に改める。

第七條の六 第三項中「特定管理職員」を「管理職員」に改める。

第十二條中「及び手当の額」を「支給額その他特殊勤務手当の支給に關し必要な事項」に改める。

(国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第二條 国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

第三條 第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条第二項中「十六時間」を「十五時間三十分」に、「三十二時間」を「三十一時間」に改める。

第四條 第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第十三條 第一項第三号中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

(育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程の特例に関する規程の一部改正)

第三條 育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程の特例に関する規程(平成十九年五月九日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

第六條の表 第三條 第一項の項中「二十時間」を「十九時間二十分」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一條中国会職員の給与等に関する規程第二條、第五條及び第十二條の改正規定は、同年七月一日から施行する。

第十六部 議院運営委員会會議録第十六号 平成二十一年三月三十一日 【参議院】

(両院議長協議決定への委任)
第二條 この規程の施行に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

(特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部改正)

第三條 特定任期付職員の給与の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

第三條 第一項中「第六條の四」を「第六條の五」に改め、同条第二項中「第七條の三第二項の」を「第二項、第七條の三第二項並びに第七條の六第三項の」に、「以下「特定管理職員」とあるのは」を「管理職員又はとあるのは「管理職員」に、「特定管理職員」とを「管理職員等」という。又は」と、同条第二項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とに改め、「百分の百八十を」の下に「と、給与規程第七條の六第三項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」を加える。

○ 国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程案 新旧対照表
(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
第二條 給料は、毎月一回、その月の十五日以後の日のうち両議院の議長が協議して定める日に、その月の月額の全額を支給する。ただし、両議院の議長が協議して定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。	第二條 給料は毎月上旬に、これを支給する。但し、繰り下げてこれを支給することができる。
第五條 前三條に定めるもののほか、給料の支給方法に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。	第五條 削除
第六條 国会職員には、給料のほか次に掲げる給与を支給する。 一・二 (略)	第六條 国会職員には、給料のほか次に掲げる給与を支給する。 一・二 (略)
二の二 業務調整手当 三十七 (略)	(新設) 三十七 (略)
第六條の二 管理又は監督の地位にある国会職員のうち両議院の議長が協議して指定する職にある者(以下「管理職員」という。)には、その特殊性に基づき、毎月給料の特別調整額を支給する。	第六條の二 管理又は監督の地位にある国会職員のうち両議院の議長が協議して指定する職にある者には、その特殊性に基づき、毎月給料の特別調整額を支給する。
管理職員に支給する給料の特別調整額	前項の規定により指定された職にある者

は、両議院の議長が協議してこれを定める。

(第三項 略)

第六條の四 行政職給料表(一)又は速記職給料表の適用を受ける国会職員(管理職員及び両議院の議長が協議して定める国会職員を除く)が、国会に置かれる機関として両議院の議長が協議して定めるものの業務(当該業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められるものとして両議院の議長が協議して定める業務を含む)に従事する場合には、当該国会職員には、業務調整手当を支給する。

業務調整手当の月額は、行政職給料表(一)の適用を受ける国会職員にあつては当該国会職員の属する職務の級、速記職給料表の適用を受ける国会職員にあつては当該国会職員の属する職務の級に相当すると認められる行政職給料表(一)の職務の級であつて両議院の議長が協議して定めるものにおける最高の号給の給料月額に百分の十を乗じて得た額を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める額とする。

前二項に規定するもののほか、業務調整手当の支給に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第六條の五 (略)

第六條の六及び第六條の七 削除

第七條の二 管理職員又は指定職給料表の適用を受ける国会職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間規程第四條第一項、第五條及び第六條の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該国会職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

に支給する給料の特別調整額は、両議院の議長が協議してこれを定める。

(第三項 略)

(新設)

管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務一回につき、管理職員にあつては一万二千円を超えない範囲内において両議院の議長が協議して定める額、指定職給料表の適用を受ける国会職員にあつては当該額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して両議院の議長が協議して定める勤務にあつては、それぞれその額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

(第三項 略)

第七條の六 (略)

(第二項 略)

管理職員には超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を支給しない。

(第四項 略)

第十二條 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、議長が議院運営委員会に諮り、これを定める。

場合は、当該国会職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務一回につき、特定管理職員にあつては一万二千円を超えない範囲内において両議院の議長が協議して定める額、指定職給料表の適用を受ける国会職員にあつては当該額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して両議院の議長が協議して定める勤務にあつては、それぞれその額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

(第三項 略)

第七條の六 (略)

(第二項 略)

特定管理職員には超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を支給しない。

(第四項 略)

第十二條 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、議長が議院運営委員会に諮り、これを定める。

○ 国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定)(第二条関係(傍線の部分は改正部分))

改正案	現行
(一週間の勤務時間) 第三条 国会職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間当たり三十八時間四十五分とする。 2 国会職員法第十五條の四第一項又は第十五條の五第一項の規定により採用された国会職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、本属長が定める。	(一週間の勤務時間) 第三条 国会職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間当たり四十時間とする。 2 国会職員法第十五條の四第一項又は第十五條の五第一項の規定により採用された国会職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間当たり十六時間から三十二時間までの範囲内で、本属長が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第四条 (略)

2 本属長は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 (略)

(年次休暇)

第十三条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる国会議員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

一・二 (略)

三 当該年の前年において国会議員以外の国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち両議院の議長が協議して定めるものを使用される者(以下この号において「国会議員以外の国家公務員等」という。)であつた者であつて引き続き当該年に新たに国会議員となつたものその他両議院の議長が協議して定める国会議員、国会議員以外の国家公務員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の両議院の議長が協議して定める日数を加えた日数を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める日数

2・3 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第四条 (略)

2 本属長は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 (略)

(年次休暇)

第十三条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる国会議員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

一・二 (略)

三 当該年の前年において国会議員以外の国家公務員、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち両議院の議長が協議して定めるものを使用される者(以下この号において「国会議員以外の国家公務員等」という。)であつた者であつて引き続き当該年に新たに国会議員となつたものその他両議院の議長が協議して定める国会議員、国会議員以外の国家公務員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の両議院の議長が協議して定める日数を加えた日数を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める日数

2・3 (略)

○ 育児短時間勤務国会議員等についての国会議員の給与等に関する規程の特例に関する規程(平成十九年五月九日両院議長決定(第三条関係))

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案			現 行		
(任期付短時間勤務国会議員についての勤務時間規程の特例)			(任期付短時間勤務国会議員についての勤務時間規程の特例)		
第六条 任期付短時間勤務国会議員についての勤務時間規程の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる勤務時間規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			第六条 任期付短時間勤務国会議員についての勤務時間規程の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる勤務時間規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
第三条 第一項	とする	とする。ただし、国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)第十九条第一項の規定により任用された国会議員(以下「任期付短時間勤務国会議員」という。)の勤務時間は、一週間当たり十時間から十九時間二十分までの範囲内で、両議院の議長が協議して定めるところにより、本属長が定める	第三条 第一項	とする	とする。ただし、国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)第十九条第一項の規定により任用された国会議員(以下「任期付短時間勤務国会議員」という。)の勤務時間は、一週間当たり十時間から二十時間までの範囲内で、両議院の議長が協議して定めるところにより、本属長が定める
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○ 特定任期付職員給与の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定)(附則第三条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(給与規程の適用除外等)	(給与規程の適用除外等)
第三条 給与規程第一条、第六条第一号から第三号まで、第十二号及び第十五号、第六条の二から第六条の五まで並びに第七条の	第三条 給与規程第一条、第六条第一号から第三号まで、第十二号及び第十五号、第六条の二から第六条の四まで並びに第七条の

四の規定は、特定任期付職員には、適用しない。	
2 特定任期付職員に対する給与規程第七条の二第一項及び第二項、第七条の三第二項並びに第七条の六第三項の規定の適用については、給与規程第七條の二第一項中「管理職員又は」とあるのは「管理職員、特定任期付職員の給与の特例に関する規程（平成十九年十一月二十六日両院議長決定）第二条第一項の給料表の適用を受ける国会職員を含む。以下「管理職員等」という。」又はと、同条第二項中「管理職員に」とあるのは「管理職員等」と、給与規程第七條の三第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」と、給与規程第七條の六第三項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。	四の規定は、特定任期付職員には、適用しない。
2 特定任期付職員に対する給与規程第七條の二第一項及び第七條の三第二項の規定の適用については、給与規程第七條の二第一項中「以下「特定管理職員」とあるのは「特定任期付職員の給与の特例に関する規程（平成十九年十一月二十六日両院議長決定）第二条第一項の給料表の適用を受ける国会職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与規程第七條の三第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」とする。	

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
参議院事務局職員定員規程（昭和三十三年三月三十一日議決）の一部を次のように改正する。
「千二百四十三人」を「千二百二十七人」に改める。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案新旧対照表 参議院事務局職員定員規程（昭和三十三年三月三十一日議決） （傍線の部分は改正部分）	
改 正 案	現 行
参議院事務局職員（事務総長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。）の定員は、千二百二十七人とする。	参議院事務局職員（事務総長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。）の定員は、千二百四十三人とする。

裁判官弾劾裁判所事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
裁判官弾劾裁判所事務局職員定員規程（昭和三十五年四月一日決定）の一部を次のように改正する。
「十二人」を「十一人」に改める。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

裁判官弾劾裁判所事務局職員定員規程の一部を改正する規程案新旧対照表 裁判官弾劾裁判所事務局職員定員規程（昭和三十五年四月一日決定） （傍線の部分は改正部分）	
改 正 案	現 行
裁判官弾劾裁判所事務局職員（休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。）の定員は、十一人とする。	裁判官弾劾裁判所事務局職員（休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。）の定員は、十二人とする。

裁判官訴追委員会事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
裁判官訴追委員会事務局職員定員規程（昭和三十五年四月一日決定）の一部を次のように改正する。
本則中「十二人」を「十一人」に改める。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

○ 裁判官訴追委員会事務局職員定員規程の一部を改正する規程案の新旧対照条文 裁判官訴追委員会事務局職員定員規程（昭和三十五年四月一日決定）	
改 正 案	現 行
裁判官訴追委員会事務局職員（休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。）の定員は、十一人とする。	裁判官訴追委員会事務局職員（休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。）の定員は、十二人とする。

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案
国立国会図書館職員定員規程（昭和三十三年国立国会図書館規程第一号）の一部を次のように改正する。
本則中「九百六人」を「八百九十六人」に改める。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

国立国会図書館職員定員規程の一部改正（新旧対照表） 国立国会図書館職員定員規程（昭和三十三年国立国会図書館規程第一号）	
改 正 案	現 行
国立国会図書館職員（館長、副館長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。）の定員は、八百九十人とする。	国立国会図書館職員（館長、副館長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。）の定員は、九百六人とする。

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館組織規程(平成十四年国立国会図書館規程第二号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び支部東洋文庫」を削る。

第二章の章名中「及び支部東洋文庫」を削る。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

附則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

国立国会図書館組織規程の一部改正(新旧対照表)
国立国会図書館組織規程(平成十四年国立国会図書館規程第二号)

改正案	現行
-----	----

目次

第一章 (略)

第二章 国際子ども図書館(第十条・第十

一条)

第三章・第四章 (略)

附則

第二章 国際子ども図書館

目次

第一章 (略)

第二章 国際子ども図書館及び支部東洋文

庫(第十条・第十一

条)

第三章・第四章 (略)

附則

第二章 国際子ども図書館及び支部東

洋文庫

(支部東洋文庫)

第十一条 財団法人東洋文庫の委託に基づ

き、館に、支部図書館として、支部東洋文

庫を置く。

2 支部東洋文庫は、東京都文京区に置く。

3 支部東洋文庫は、館長が定める図書館資

料に係る整理、保管及び図書館奉仕の提供

に関する事務をつかさどる。

(支部東洋文庫長)

第二十六条 支部東洋文庫に、支部東洋文庫

長を置く。

国立国会図書館職員倫理規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館職員倫理規程(平成十二年国立国会図書館規程第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「(八)に掲げる職員については、給与規程第六条の二第一項の規定による給料

の特別調整額の支給を受ける者に限る。」を削る。

附則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

国立国会図書館職員倫理規程の一部改正(新旧対照表)
国立国会図書館職員倫理規程(平成十二年国立国会図書館規程第五号)

改正案	現行
-----	----

(定義等)

第二条 (略)

2 この規程において、「課長補佐級以上の

職員」とは、次に掲げる職員をいう。

一 国会職員の給与等に関する規程(昭和

二十二年十月十六日両院議長決定。以下

「給与規程」という。)の適用を受ける職員

であつて、次に掲げるもの

イハ (略)

二 (略)

三 五 (略)

(略)

イハ (略)

二 (略)

三 五 (略)

(略)

イハ (略)

二 (略)

三 五 (略)

(略)

イハ (略)

二 (略)

三 五 (略)

(略)

イハ (略)

二 (略)

三 五 (略)

(略)

イハ (略)

二 (略)

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程(昭和二十四年国立国会図書館規程第三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「地方公営企業等金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改める。

附則

この規程は、地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)附則第七条の規定の施行の日から施行する。

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正(新旧対照表)
国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程(昭和二十四年国立国会図書館規程第三号)

改正案

現行

(地方公共団体の諸機関に準ずる法人の納入部数)

(地方公共団体の諸機関に準ずる法人の納入部数)

第四条 法第二十四条の第二項各号に掲げる法人が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

第四条 法第二十四条の第二項各号に掲げる法人が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

一(略)

一(略)

二 地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構及び日本下水道事業団 四部

二 地方競馬全国協会、地方公営企業等金融機構及び日本下水道事業団 四部

三・四(略)

三・四(略)

三月三十一日(火)の議事予定
裁判官訴追委員辞任の件

林 芳正君(自)

裁判官訴追委員等各種委員の選挙

選任

裁判官訴追委員

岸 宏一君(自)

皇室経済会議予備議員

谷川 秀善君(自)(第二順位)

北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議案(西岡武夫君外七名発議)(委員会審査省略要求事件)

趣旨説明 西岡 武夫君

所信表明 麻生内閣総理大臣

日程第一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

附則

(施行期日)

三月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

一、日本国憲法第九条を守り、九条を日本と世界にいかし、輝かすことに関する請願(第一一七号)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後において改正後の国会議員の育児休業等に関する法律(以下「新法」という。)第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をするため、新法第十二条第三項の規定による承認又は新法第十三条第二項において準用する新法第十二条第三項の規定による承認を受けようとする国会議員は、施行日前においても、新法第十二条第二項又は第十三条第一項の規定の例により、当該承認を請求することができる。

第一一七号 平成二十一年三月十三日受理
日本国憲法第九条を守り、九条を日本と世界にいかし、輝かすことに関する請願
請願者 川崎市多摩区三田四ノ一二ノ八
坂本いく子 外六百五十八名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五一三号と同じである。

三月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「四時間」を「三時間五十五分」に改め、同項第二号中「五時間」を「四時間五十五分」に改め、同項第三号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第四号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、「四時間」を「三時間五十五分」に改め、同項第五号中「二十時間」を「十九時間二十五分」に改め、「二十五時間」を「二十四時間三十五分」に改める。

第十五条中「二十時間」を「十九時間二十五分」から「十九時間三十五分」までの範囲内の時間」に改める。

2 この法律の施行の際現に改正前の国会議員の育児休業等に関する法律第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている国会議員に係る当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において両議院の議長が協議して定める内容の新法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をすることの承認があったものとみなす。

平成二十一年四月二日印刷

平成二十一年四月三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A